第５号様式（第１０条関係）

ATガイド等海外派遣研修事業支援金交付決定通知書

令和　　年　　月　　日

（支援事業者等）　様

公益社団法人北海道観光機構

会長 唐神 昌子

　令和　　年　　月　　日付で申請のあったATガイド等海外派遣研修事業交付申請書の内容を審査した結果、適当と認め、次のとおり支援金の交付を決定します。

なお、支援金の交付額については、ATガイド等海外派遣研修事業支援金交付要綱第15条の規定に基づき、確定します。

記

１　支援金交付決定額　金　　　　　　　　　　　　円

２　留意事項

　（１）申請を取り下げる場合は、当該通知を受理した日から10日以内に、ATガイド海外派遣研修事業支

援金取下申請書（第６号様式）を提出してください。

（２）申請内容を変更する場合は、速やかにATガイド海外派遣研修事業支援金変更承認申請書（第７号

様式）を提出してください。

　（３）次の場合は、支給の決定の全部又は一部を取り消し、又は変更する場合があるので、ご留意願い

ます。

ア　この支援金を他の用途に使用したとき、又は正当な理由がないのにこの支援金を使用しないと

　　　　き。

イ　虚偽の申請又は虚偽の実績報告によりこの支援金を過大に請求し、又は受領したとき。

ウ　本事業に関して不正に他の支援金（機構以外の者が交付事業者に対して交付する支援金その

他の支援を含む。）を重複して受領したとき。

エ　本要綱に定める申請要件等を満たさなくなったとき。

オ　海外での活動先において懲戒処分を受けるなど支援の打切りが適当であると機構会長が認めた

とき。

カ　採択された事業計画内容に大幅な変更がある場合であって、再審査の結果不採択と判定された

とき及び自己都合により研修の途中で辞退するとき。

キ　事業計画等の内容に悪質な虚偽があると認められたとき。

ク　素行不良等が極めて顕著で、本事業による支援者としてふさわしくないと機構会長が判断した

とき。

　　ケ（１）から（８）までに掲げる場合のほか、本事業に関して、この支援金の交付の決定の内容

若しくはこれに付した条件その他法令若しくはこれに基づく機構会長の処分に違反したとき、又

は不正な行為をしたとき。